



株式会社 新日

補償ミニコミ

本社 / 〒454-0011 名古屋市中川区山王一丁目8番28号 TEL 052-331-5356 FAX 052-331-4010

URL http://www.shinnichi.co.jp E-mail:shinnichi@shinnichi.co.jp

- 支店 / 〒510-0305 三重県津市河芸町中別保2308番地5
支店 / 〒500-8347 岐阜県岐阜市松原町7番地5
支店 / 〒470-0375 愛知県豊田市亀首町屋洞25-5
支店 / 〒273-0005 千葉県船橋市本町五丁目2番12号507
支店 / 〒431-1414 静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ日467-10
支店 / 〒443-0033 愛知県蒲郡市松原町11番17号
支店 / 〒516-0008 三重県伊勢市船江3丁目11番6号丸彦ビル2A

- TEL 059-244-0206 FAX 059-244-0205
TEL 058-276-7567 FAX 058-276-7568
TEL 0565-43-0061 FAX 0565-43-0062
TEL 047-460-5686 FAX 047-460-5685
TEL 053-524-4560 FAX 053-524-4562
TEL 0533-66-6605 FAX 0533-66-6606
TEL 0596-21-0806 FAX 0596-21-0807

編集者 内田 貞朗

ISO9001:2000



形成する。
③「一支持盤」と「リフト」

①建物を支えるため、支
持層上にグラウトを注
入し「一支持盤」を形成
する。
②建物の基礎補強の為、
基礎下部にグラウトを
注入し「リフト盤」を
形成する。



軟弱な地盤の支持力不足
により起こる住宅の沈み
や傾きを瞬結タイプのコ
ンクリート系注入材(ゲ
ラウト)を地盤に注入す
ることで、傾斜したり、
沈下した建物を持ち上げ
て元に直す工法です。
【作業方法】
①建物を支えるため、支
持層上にグラウトを注
入し「一支持盤」を形成
する。

政治の世界では解雇風
が吹き荒れるなか、麻生
総理は「解散より景気対
策を優先するべき」を強
調しています。
好景気からは久しぶり
遠くなっていった我々の
コンサル業界にとっては、
なんと頼もしい言葉で
はありますが、厳しさの
なかに苦しみ続けている
場からすれば、素直にそ

代表取締役社長就任
政治の世界では解雇風
が吹き荒れるなか、麻生
総理は「解散より景気対
策を優先するべき」を強
調しています。
好景気からは久しぶり
遠くなっていった我々の
コンサル業界にとっては、
なんと頼もしい言葉で
はありますが、厳しさの
なかに苦しみ続けている
場からすれば、素直にそ

がそれでも、調査から工
作期間が違ってくる

も短く済みます。もちろ
ん注入量や建物の構造、
地盤によっても、多少の
作業期間が違ってくる

盤」の間にグラウトを
注入(リフトアップ注
入)し、リフト盤ごと
持ち上げる。
④建物各部に設置したレ
ーザー光を利用したレ
ベル測定器にて高さ、
傾斜を確認しながら注
入量を調整していく。
※コンクリート系注入材
(グラウト)は、ロッド
と言われるφ40mmの鋼管
を小型のボーリング機
にて地盤に打ち込み、
鋼管を通してポンプに
て圧入していきます。

れを喜ぶないのが正直な
め、皆様方にはこれまで
にもましてご指導、ご鞭
撻いただきありがとうございます。
これからも弊社に補償
コンサルト業をはじめ
建設コンサルト業、建
築設計業を行ってまい
りました。特に補償コンサ
ルタント業では、補償全
7部門登録に基づき、難

下や傾斜が起こつてしま
るところです。(H、K)

の杭と同一として考え、建
物の移動補償として考え
あります。こう言った場
合、i-LIFT工法も
杭と同じとして考え、建
物の移動補償として考え
あります。こう言った場
合、i-LIFT工法も

今、建物の沈下修正
のi-LIFT工法を取
り上げさせて貰ったのは
私自身、実際にこの工法
を見る機会があり、事業
と云われるφ40mmの鋼管
を小型のボーリング機
にて地盤に打ち込み、
鋼管を通してポンプに
て圧入していきます。

事終了まで1週間から2
週間あれば終わります。
こういった利点から最近
ではこの工法を採用する
ことが増えていると聞き
ます。

解な補償業務に積極的に
取り組んできました。そ
して、さらに平成20年10
月1日付で新たに創設さ
れた総合補償士資格試験
には7名の技術者が挑戦
し、合格発表を待ってい
ることもです。

たことが原因で建物の沈
下や傾斜が起こつてしま
るところです。(H、K)

の杭と同一として考え、建
物の移動補償として考え
あります。こう言った場
合、i-LIFT工法も
杭と同じとして考え、建
物の移動補償として考え
あります。こう言った場
合、i-LIFT工法も

最後に、i-LIFT
工法は建物の上ること
だけでなく、地盤の透水
性を減少させ、地盤の強
度を増加を図ることを目
的とした土地改良の1つで
もあり、軟弱な地盤を硬
くすることも可能です。
今までは、軟弱地盤に建
物を建てる時、基礎の下
に杭(パイル)を打って
補償する方法が一般的で
は、杭の代わりにi-LIFT
工法(コンクリート系注
入材注入)で地盤
を固めて建物建てるこ
とも考えられ、その建物
が移動対象になることも
あります。こう言った場
合、i-LIFT工法も
杭と同じとして考え、建
物の移動補償として考え
あります。こう言った場
合、i-LIFT工法も

平成20年11月1日
代表取締役社長
秋山 学

の間に鮮度が低下するこ
とも無い。

異なる。用材の生産は長
い年月を要する。生産の
調整は難しく、とりわけ
急激な増産は出来ない。
反面で、野菜のように取
穫時期を逸すると朽ちる
ということはない。伐採
せずに山に残すことも伐
採して他で保管すること
も可能である。また、そ
の間に鮮度が低下するこ
とも無い。

少し堅苦しい話とな
るが、用材林の補償につ
いて考えてみる。用材林
の補償単価は下がり続け
ている。木材市場の価格
低下がその要因である。
野菜は数ヶ月で出荷で
きる。果樹などは毎年収穫
ができる。工場製品は生
産の調整が出来る。これ
らは市場価格に敏感に影
響され、それに対応して
いる。また出荷された製
品は、時間の経過により
鮮度を失い、陳腐化し
ていく。工物物等も取得し
て以降は資産価値が減少
していく。

昨年用の対連基準の改
正施行により、用材林の
補償についての見直し
が、今年度の損失補償
算定標準書もそれにより
変更がされた。取得補償
の適用がきめ細やかとな
った。

用材林の補償について
昨年用の対連基準の改
正施行により、用材林の
補償についての見直し
が、今年度の損失補償
算定標準書もそれにより
変更がされた。取得補償
の適用がきめ細やかとな
った。

が上昇して100万円とな
る。

伐採費50万円×15
万円×20%＝20万円の合
計額35万円となる。とこ
ろが市場価格が半分の50
万円となった場合は、
伐採費50万円×15
万円×20%＝15
万円と価格50万円×20
%＝10万円の合計額25万円
となる。

伐期令を越えた樹齡
の木」については、「伐
採費のかかり増し」と
の負担増分(30%以内)
と売り急ぎ・買い叩かれ
等による価格の低下分
(20%以内)である。
伐期令に到達している。木
なのだから、手元に残る
木を売れば他に損失は無
いという考えである。
樹齡60年で伐採費50万
円、市場価格100万円の林
木を想定した場合、補償
の中身は、伐採費50万円
×30%＝15万円と価格100
万円×20%＝20万円の合
計額35万円となる。とこ
ろが市場価格が半分の50
万円となった場合は、
伐採費50万円×15
万円×20%＝15
万円と価格50万円×20
%＝10万円の合計額25万円
となる。

た時点(樹齡80年)に伐
った場合には、伐採費は
増えるが収支は黒字とな
り、補償額も60万円×30
%＝18万円と価格100万円
×20%＝20万円の合計額
38万円となる。

林業経営者にとっては
採算がとれる時期を選ん
で伐るのが通常一般の方
法であろう。つまり、経
営採算を考えたら投下経
費を下回る伐採時期は合
理的でなく、慣行伐期令
を固定して考えることに
無理がありそうである。
そのうえでその樹齡を超
える木については必要な
補償をすればよいである。

思いますが求められている
立木評価と補償単価の見
直しが求められていると
思いますが

取得補償、伐採補償の
いずれの場合でも、市場
価格低下の実情において
適正に回収されるような
立木評価と補償単価の見
直しが求められていると
思いますが

同後部分については伐期令
と山元立木価格の差額と
費用の一部の増し分
・価格の一部の増し分
を補償の対象としている。
伐期令を越えた樹齡
の木」については、「伐
採費のかかり増し」と
の負担増分(30%以内)
と売り急ぎ・買い叩かれ
等による価格の低下分
(20%以内)である。
伐期令に到達している。木
なのだから、手元に残る
木を売れば他に損失は無
いという考えである。
樹齡60年で伐採費50万
円、市場価格100万円の林
木を想定した場合、補償
の中身は、伐採費50万円
×30%＝15万円と価格100
万円×20%＝20万円の合
計額35万円となる。とこ
ろが市場価格が半分の50
万円となった場合は、
伐採費50万円×15
万円×20%＝15
万円と価格50万円×20
%＝10万円の合計額25万円
となる。

伐期令を越えた樹齡
の木」については、「伐
採費のかかり増し」と
の負担増分(30%以内)
と売り急ぎ・買い叩かれ
等による価格の低下分
(20%以内)である。
伐期令に到達している。木
なのだから、手元に残る
木を売れば他に損失は無
いという考えである。
樹齡60年で伐採費50万
円、市場価格100万円の林
木を想定した場合、補償
の中身は、伐採費50万円
×30%＝15万円と価格100
万円×20%＝20万円の合
計額35万円となる。とこ
ろが市場価格が半分の50
万円となった場合は、
伐採費50万円×15
万円×20%＝15
万円と価格50万円×20
%＝10万円の合計額25万円
となる。

取得補償、伐採補償の
いずれの場合でも、市場
価格低下の実情において
適正に回収されるような
立木評価と補償単価の見
直しが求められていると
思いますが



一年前の第75号でも日照阻害について書きま...

再積算業務の機械設備の調査算定要領

補償業務の中で再積算業務があります。再積算業務と言え...

農作物に対する日照阻害ですが、用対連基準等には基準はないと思...

は秋分の日において真太陽時による6時から18時の間でどのような影響を受けるか調査をしま...

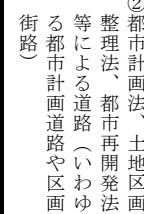
水稲と言ってもたくさん品種があり、地区ごとに栽培されているものも違...

水稲については、このようにして算定を行うことになり、現地で調査を行っていると、野菜は補償してもらえない...

た。今までは、建物の移転料の算定方法に準じてその具体的な算定基準の運用は各発注者の判断に委ねられていま...

新しい積算要領のポイントとして ①質量10tまでの機械設備において、機械区分により工数歩掛が設けられており、それを基本に据付・撤去数量が算出できること。た...

難しい面もあります。新しい面もありません。新の補償金額が大きく変わることも考えられます...



今年度からの機械算定要領の運用により新規調査・積算物件は問題ありませんが、再積算物件に...

建築基準法上の道路の鑑星 Vol.10

★建築基準法上の道路★ 公道なのに建物が建築できない!!

③建築基準法の規定の適用の際すであつた道路(私道でもよい) ④道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法等による事業計画がある道路で、2年以内に事業執行予定として特定行政庁が指定したものを...

がないと認められる道路。地区計画等で定められた道の配置及び規模に即して築造される道路。指定区域が指定された際すでに道路とされていた道...

私が過去に行った鑑定評価の経験では、評価対象となる土地の接面している道路が建築基準法上の道路に該当しないケースが3例ありました。うち1例は市街化区域内、また、1例は市道認定がされていない道路、他の2例はいずれも市道として現況では建物がつくとも問題ないのは3例とも現況では建物がつくとも問題ないという事です...

朝方は寒く、めっきり秋めいてきた今日この頃です。今年輸入食品への毒物の混入が問題になってます。また、国内でも地下水にシアン化合物が混入していたなど不安材料がいっぱいで。当社は、土壌汚染対策法に基づく指定関係でもあり、土壌のみならず地下水調査等の実績もあり、皆様のお役に立てる企業であると確信しています。当社は今年創立40周年の節目を迎え、より一層技術者のレベルアップを図り、皆様のお役に立てよう頑張っておりますので、今後とも宜しくお願いします。(M・U)



後編集